



はやぶさ国際観光バス株式会社

令和7年4月1日



## 令和7年度 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

はやぶさ国際観光バスでは、輸送の安全を確保するため、下記のとおり、安全に関する基本方針等を定め、代表取締役をはじめ、役員、社員一丸となって取り組んでまいります。

### 【1】輸送の安全に関する基本的な方針

- ① 代表取締役は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、輸送の安全の確保に主導的な役割を果たし、現業・非現業部門を問わずに意見を尊重し、輸送の安全の確保が最も重要なことであるという意識を全社員に徹底させます。
- ② 当社は、輸送の安全に関する計画のPDCA（P l a n ・ D o ・ C h e c k ・ A c t）サイクルを確実に実施することにより、安全対策を適宜見直し、役員及び全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
- ③ 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

### 【2】防災に関する基本的な方針

輸送の安全に関する基本方針に基づき、次に掲げる事項を実施します。

- ① 利用者、社員とその家族の安全確保を最優先とした上で、事業資産の保護を図ります。
- ② 自然災害の頻発化や激甚化を踏まえ、代表取締役を筆頭に災害に立ち向かう防災体制を整え、全社員が自然災害への対応を身に着けるべく教育訓練等を行い、旅客運送事業者としての責務を果たします。

### 【3】輸送の安全に関する重点施策

輸送の安全に関する基本方針に基づき、次に掲げる事項を実施します。

- ① 輸送の安全の確保が最も重要なことであるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
- ② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、各部署と密接に連携して必要な情報を伝達、共有いたします。
- ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施いたします。

#### 【4】輸送の安全に関する目標

<重点目標>

### 重大事故の撲滅・軽微事故ゼロの継続・法令遵守

(1)事故件数（令和7年度目標）

	人身	車内人身	物損		
				重大事故	軽微事故
重大事故	有責	0	0	0	
	他責	0	0	0	
軽微事故	有責	0	0	25以下	
	他責	0	0	3以下	

(2)事故統計（令和6年度実績）

	人身	車内人身	物損		
				重大事故	合計
重大事故	有責	0	0	0	0
	他責	0	0	0	0
軽微事故	有責	0	0	54	54
	他責	0	0	4	4

#### 【5】自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計（令和6年度実績）

0件

#### 【6】輸送の安全に関する取り組み（令和7年度）

<最重点実施事項>

##### 1. バック運行時の安全意識の徹底

- ①バス周り及び後方への安全確認の徹底と無理しない移動
- ②モニター及びサイドミラーでの確認と目視による後方への安全確認
- ③停止できる速度で行うことへの意識徹底および誘導の依頼願い

##### 2. 車間距離確保の維持

- ①無理のない追い越し・追い抜きの徹底
- ②十分な間隔確保走行の意識徹底
- ③あおり運転（類似行為を含む）の厳禁

##### 3. ながら運転の禁止

- ①走行中の携帯電話及びスマートフォン・タブレット等の保持及び操作の厳禁
- ②走行中のカーナビ・スマートフォン・タブレット等の注視厳禁
- ③走行中（停車時を除く）でのガイドとの打ち合わせの厳禁

## (1) 事故防止委員会の継続的開催

原則、四半期に1度の頻度において、運転者・運行管理者・経営管理者等が事故防止に関する事項について、対策・検討を行うことにより、迅速かつ適切なPDCAサイクルによる事故防止に寄与できる仕組みを本年度についても継続して参ります。

## (2) 各種事故防止運動の積極推進

春、秋の全国交通安全運動及び年末年始の輸送に関する安全総点検にあわせて事故防止運動を実施いたします。

## (3) 安全管理体制の強化

経営者並びに役員、管理職による職場巡視を定期的に行い、安全に関する問題点の把握や、現場の声を聴取し、安全性向上に活かします。

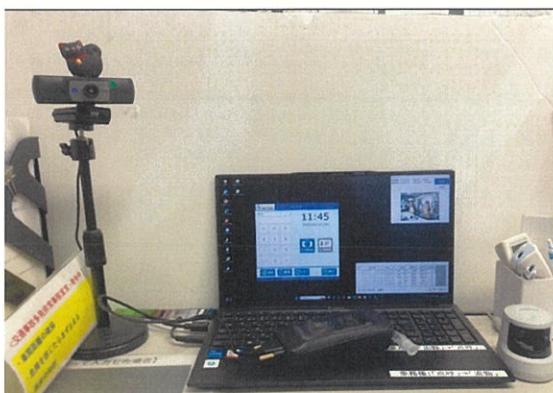
また、経営者並びに役員、管理職による点呼立会により、安全意識の向上を徹底させます。

## (4) 安全指導体制の拡充

経営者が主体的かつ率先して、安全管理体制が有効に機能しているか否かを把握し、適切な運営を行っていく為に、安全管理体制の機能全般に関し、年1回以上、マネジメントレビュー会議手順書に沿って運輸安全マネジメントレビューを行い、必要に応じて是正・予防措置を行います。その他、毎週行われる会議において、安全管理体制についての改善事項を積極的に推進する為の施策を経営者自らが提言し、各部門の責任者と継続的に協議して参ります。

## (5) 自動点呼の導入執行にもシステムのバージョンアップで対応

最新の技術システムの自動点呼執行時において、動画および画像の撮影機材も導入し、点呼執行者不在時でも飲酒状況の確認および体調・健康状態の確認をより厳正に行うことが可能となり、あらゆる面での録画録音記録情報の保存にも対応しています。



最新技能システム点呼



遠隔地用アルコール検知器

## **【7】輸送の安全に関する教育及び研修計画（令和7年度）**

年間計画を策定し、運行管理者及び運転者に安全研修を実施することにより、社員の安全意識を高め、事故防止に努めます。

### **(1) 年間教育計画による安全教育**

「事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づいた教育を、年間教育実施計画に基づいて実施して参ります。

### **(2) 安全講習会**

外部講師に依頼し、ドライブレコーダーを活用した安全教育や事故防止対策全般に関する教育を行うことにより、全乗務員の安全意識向上を図ります。

### **(3) 感染症・疾病対策**

新型コロナウイルスをはじめとする各種感染症に対応する為、バス車内における各種感染症や疾病予防に対する基礎知識など「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」の確認を実施することにより、利用者や運転者の安全対策向上に努めます。

### **(4) 緊急時対応の救命救急訓練**

所轄消防本部の協力を得て、事故発生時における救命対応手順やAEDの使用方法対応訓練等を行います。

### **(5) 管理者向け事故防止研修会**

運行管理者・運行管理補助者及び整備管理者・整備管理補助者を対象に、事故防止等の研修会を開催することにより、管理者としての資質向上を図ります。

### **(6) 運行管理者選任時研修**

新たに選任した運行管理者に対し、職務分掌、関係法令、職場管理等についての研修を実施いたします。

### **(7) 新入社員研修**

新たに採用した運転者に対し、社内規程、事故防止研修等を実施するとともに、貸切バスの特性や基本運転・接遇面等について、指導運転者、運行管理者及び管理職による乗務指導を実施し、基本運転技術や接遇等の向上を図ります。

### **(8) 特別教育**

重大事故惹起者、服務規律違反者等対象に、管理職等による特別教育を実施いたします。軽微な事故を短期間で2回以上起こした者にも、一般適性受講を義務化し座学及び実技の教育を実施いたします。

## 【8】輸送の安全に関する教育及び研修実績（令和6年度実績）

### (1) 年間教育実施計画による安全教育

「事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づいた教育を、年間教育実施計画に基づいて実施し、安全講習会等の機会と併せて実施致しました。

### (2) 安全講習会

様々なドライブレコーダーの映像をもとに「思い込みの危険性とその対策」について外部講師による講義を行っていただき、ドライバーの目線と行動で事故発生予知に関する討議を行いました。事故を起こした者も含め人は、個々の認識で発言に差が生じることがある危険性があること、見慣れている所は無意識に適当になってしまう傾向があることでヒューマンエラーが多く発生している可能性が高いと説明されました。



### (3) コンプライアンス研修会

労働基準法、バス運転者の労働時間等の改善基準、道路交通法、その他関係法令及び通達に関して、概要並びに改正事項について学びました。

コンプライアンス意識を向上させることが、輸送の安全に資する事項であるという認識のもと、全従業員に対して、コンプライアンスに関する知識の習得に努めました。

### (4) 救命講習会

泉佐野消防署職員の協力により、AEDの普及率も高くなる一方での的確な対応が出来るよう、基本となる一次救命の重要性の実践講習を実施し、乗務員の安全意識向上に努めました。



## (5) 乗務員班別安全会議の実施

全4班、各班日程を設定し、午前と午後で座学及び実践教育を実施しました。実践教育ではタイヤチェーンの装着教習および非常扉の開閉訓練を行いました。座学教育では、自社事故事例ドラレコ動画2件の「なぜなぜ分析」と「自然防災対策」について、各自の分析などを用いて意見議論しました。



## (6) 運輸安全マネジメントに関する国土交通省認定セミナーの受講

NASVA（自動車事故対策機構）が実施している運輸安全マネジメントに関する認定セミナーに運行管理部門より3名が参加を致しました。

## 【9】令和6年の輸送に関する内部監査結果

内部監査手順書及び内部監査年間計画に基づき実施いたしました。

### 1. 本社営業所およびりんくう営業所

監査実施日：令和6年11月10日

監査対象:経営トップおよび安全統括管理者並びに統括運行管理者・運行管理者

監査結果:指摘事項なし

## 【10】輸送の安全に関する費用支出及び投資

- ① 一定の条件に該当する運転者に対する睡眠時無呼吸症候群（S A S）検査を実施
- ② 一定年条件に該当する運転者に対する脳ドックの実施
- ③ ASV（先進安全自動車）の随時導入
- ④ 管理部門要員の運輸安全マネジメント認定セミナーへの積極的受講
- ⑤ 一般適性診断を自社受診可能にする為、NASVAネットの導入

## 【11】安全管理規程

別紙「安全管理規程」のとおり

## 【12】運輸安全マネジメント評価の実施状況

2024年6月26日 運輸安全マネジメント評価（第2回）

### **【13】民間指定機関における運輸安全マネジメント認定セミナーの受講状況**

受講年月日	認定セミナー一覧	受講人数
2024.5.21	ガイドラインセミナー	1名
2024.5.22	リスク管理セミナー	1名
2024.7.11	内部監査セミナー	1名

### **【14】輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統**

別紙「安全管理体制図」のとおり

### **【15】事故・災害等に関する報告連絡体制**

別紙「事故・災害・テロ発生時緊急措置・連絡体制図」及び

別紙「異常気象時緊急処置・連絡体制図」のとおり

### **【16】輸送の安全に関する内部監査**

内部監査を内部監査手順書及び内部監査年間計画に基づき年1回以上実施いたします。

実施結果及び措置内容に関しては、内部監査実施後社内にて公表いたします。